

2022年度
関西学院大学ロースクール
D日程

一般入試（法学既修者）

刑 法 問 題

《 1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

XとYは、同じ町内に住む隣人同士であったが、ある日、家庭ゴミの出し方をめぐって言い争うようになり、しだいに犬猿の仲となっていった。

某日、Xは、町内の自治会で自分のことがうわさされていることを聞き及び、隣人のYが、町内で自分の悪口を広めていると邪推し、いつしかその恨みを晴らそうと思った。

そこで、Xは、約2年間にわたって、Y方に向けて連日早朝から深夜にわたって、ラジオの音量を最大にしたり、目覚まし時計のアラーム音を大音量で鳴らし続けるなどした。これらの音は窓を閉めた状態でも聞こえてきており、窓を開放した状態では、地下鉄や電車の車内あるいは騒々しい事務所の中や街頭にいる程度のものであった。そして、このような騒音を発する行為は、これを受けた人にとって物理的な影響を与えるものとはまではいえないが、相当大的な精神的負担となるものではあった。

このことについて、Xは、再三警察官から中止するよう警告を受けたが、それでもやめる気にはならなかった。そして、その後も同様の行為を繰り返し、Yに精神的ストレスを与え、その結果、YはPTSD（心的外傷後ストレス傷害）を患った。

〔設問〕

この事例におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反は除く。）。その際、以下の①および②に触れつつ答えること。

- ①判例や主要な学説は、傷害罪（刑法第204条）における「傷害」の意義をどのように考えているのか。
- ②傷害罪と暴行罪（刑法第208条）はどのような関係にあるのか。

2022 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【D 日程：刑法】

《出題趣旨》

本問は、ほぼ同様の事案である最高裁平成17年3月29日判決（刑法判例百選Ⅱ〔第8版5事件〕）を素材として、傷害罪の意義、実行行為及び故意の内容を検討させる意図で出題した。なお、同最高裁判決では、被告人に傷害罪の実行行為及び故意を認めている。

《解説》

1 Yが、Xの行為により、PTSDを患っていることから、Xの行為が傷害罪に該当するかどうか問題となり、結論として傷害罪として刑事責任を問うことができるかが問題となる。その際、具体的には、(1)音響等の行使の方法が暴行または傷害に当たるか、(2)暴行によらない無形的な方法が、傷害罪の実行行為となり得るのか、(3)PTSDが傷害罪における傷害となり得るのか、(4)傷害罪の故意が認められるのか等が問題となる。

2 傷害罪の実行行為は、人を傷害することであり、傷害の意義については、①身体の完全性の侵害とみる説、②生理的機能の障害と解する説、③生理的機能の障害及び身体の完全性を害する（外形の重大な変更）とする説などがある。

この点について、最高裁判所平成24年1月30日判決（睡眠薬等を摂取させて数時間にわたり意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状を生じさせた行為につき傷害罪の成立が認められた事例）は、「被害者に対し、睡眠薬等を摂取させたことによって、約6時間又は約2時間にわたり意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状を生じさせ、もって、被害者の健康状態を不良に変更し、その生活機能の障害を惹起したものであるから、いずれの事件についても傷害罪が成立すると解するのが相当である。」と判示しており、②説にたっているものと考えられる。

傷害罪は、通常、暴行（208条）によって生じるものといえる。ここに、暴行とは、人の身体に向けられた不法な有形力の行使であるが、音響等の行使については、ただちに暴行とは言いがたい。もっとも被害者の身近近くで大太鼓等を連打する行為は、人の身体に向けられた不法な有形力の行使であることは、判例上も認められている。

本問では、X方から、ラジオの音量を最大にしたり、目覚まし時計のアラームの音量を最大にして、Y方に向けて発していること自体、短時間鳴らす程度であれば、被害者の身体に障害を惹起するほど危険なものとはいえず、暴行とは言いがたいであろう。しかし、大音量の音を発する行為が、長期的に執拗に繰り返し行われた場合には、不快な音量を用いて、被害者に精神的な圧迫を加えるという形で脅迫的な意味を有し、

それ自体暴行とはいえないものの、傷害罪の実行行為性が認められる場合がある。

この点について、例えば、下級審判決（富山地裁平成13年4月19日判決）によると、約3年半にわたって、1万回以上の嫌がらせ電話をかけ続けた行為について、被害者に脅迫的な行為に及んで精神病を生じさせたとして傷害罪を認めている。

したがって、本問においても、約2年間にわたり、連日早朝から深夜にわたって、ラジオの音量を最大にしたり、目覚まし時計のアラームの音量を最大にして、Y方に向けて発し、その結果、YのPTSDを発症させたといえるので、次に述べる、無形的な行為による傷害罪の構成要件該当性が問題となる。

そこで、無形的な行為が傷害罪の実行行為たり得るかであるが、傷害罪の実行行為には、暴行のみならず、嫌がらせ電話をかけるなどにより被害者を精神病に追い込む場合などの無形的な手段も含まれるといえよう。

暴行による傷害の場合には、傷害罪は暴行罪の結果的加重犯であり、暴行に関する故意があれば足りるとされるが、暴行によらない傷害の場合には、傷害の結果に対する故意（認識・認容）が必要である。すなわち、嫌がらせ電話の場合においては、単に嫌がらせ電話をかけるだけでは不十分であって、被害者を精神病に追い込む認識（認容）という傷害の故意が必要である。

3 そこで、本問において、傷害の故意が認められるかが問題となる。

この点について、前掲最高裁判決の第一審判決（奈良地裁平成16年4月9日判決）は、「このような被告人の本件行為の態様、これに対する家族や警察官の警告等の状況、被告人と被害者との確執の状況等に照らすと、被告人が騒音を発して被害者を困惑させる意図のもとに判示の行為に及んだことは明らかである。そして、判示のような騒音を発する行為は、これを受けた人にとって相当大きな精神的負担となり、これが継続されれば精神的ストレスにより様々な心身の疾患を生じさせることは社会通念上顕著であって、これをも併せて考えると、被告人は、少なくとも、判示のとおり被害者が精神的ストレスを負ってその身体に障害が生じる可能性があることを認識しつつ、あえて判示行為に及んだと認めるのが相当であり、被告人には被害者に対する傷害罪の未必的故意があったものというべきである。」と判示している。

本問においても、Xは隣人Yが自己の悪口を言っていると邪推し、その恨みを晴らすために、約2年間にわたり、連日早朝から深夜にわたって、ラジオの音量を最大にしたり、目覚まし時計のアラームの音量を最大にして、Y方に向けて発し、それらのことについて、再三警察官から中止するように警告を受けたにもかかわらず、あえて同様の行為を繰り返しており、被害者Yに対する傷害罪の未必の故意があったといえるべきであろう。

4 最後に、PTSD（心的外傷後ストレス傷害）は、脅迫等により心に加えられた衝撃的な傷（トラウマ）が元となって、様々なストレス障害を引き起こす疾患であり現在では具体的な精神病の一種としてとらえられるようになった。

前記富山地裁判決も、嫌がらせ電話によるPTSDを傷害の結果として認めているし、最高裁平成24年7月24日判決（不法に被害者を監禁し、その結果、被害者が、医学的な診断基準において求められている特徴的な精神症状が継続して発現していることなどから外傷後ストレス障害（PTSD）を発症したと認められる場合、同障害の惹起は刑法にいう傷害に当たり、監禁致傷罪が成立するとした。）も、PTSDが「傷害」に当たることを認めている。

この最高裁判決の控訴審判決（東京高裁平成22年9月24日判決）においても、PTSDについて詳しく判示しているので紹介しておこう。すなわち、「PTSDは、医学上の概念であり、強い精神的外傷（生命や身体に脅威を及ぼし、強い恐怖、無力感又は戦慄を伴うような外傷体験）への暴露に続いて、特徴的なくつかの症状が発現してくるものであるが、既に、精神医学の現状において特定の精神疾患として認知されているとよい。すなわち、関係各証拠及び成書によると、PTSDは、米国では、ベトナム戦争後の帰還兵の問題行動が社会問題になったときにその原因として議論され、我が国においても、いわゆる阪神淡路大震災や地下鉄サリン事件以降、大きく取上げられるようになったが、現状は、いまだトラウマ関連症状の診断や治療を取り扱う専門医も多くはなく、より専門的な治療を受けられる診療機関も限られている。こうした診療機関では、診断及び治療に当たり、各種精神疾患に関する世界的に共通の診断基準として、諸外国でも使用されている、米国精神医学会のDSM-Ⅳ-TR（以下、単に「DSM」という。）あるいは世界保健機関（WHO）によるICD-10のPTSD診断基準に準拠した上、問診のほか、診断面接（診断基準に基づいて構成された面接法）とともに、二種類の心理検査、すなわち、〔1〕IES-R（出来事インパクト尺度改訂版。PTSD症状がそれぞれどのくらい強く現れているかを調べるための、患者が自記式で記入する形式のもの）、〔2〕CAPS（PTSD臨床診断面接尺度、22項目の質問からなる面接法で、すべて行うと60ないし90分程度を要し、PTSD診断をするためのものであるが、訓練を受けた専門家でないと実施できないもの）を施行し、患者のトラウマ反応がPTSD症状になっているかどうかや、その程度を調べ、これらにより治療方針や治療計画を立てていき、その治療としては、基本的なケアを心掛けつつ、患者がトラウマ体験を乗り越えてもとの生活に近い暮らし方ができるようになるよう、適切な訓練を受けた治療者による認知行動療法等の精神療法や薬物療法が実施されているところである。そして、DSMのPTSDにおける診断基準の内容は別紙6のとおりである（以下、当該診断基準のうち、外傷体験に関する項目を「A基準」、再体験症状に関する項目を「B基準」、回避・精神麻痺症状に関する項目を「C基準」、過覚醒症状に関する項目を「D基準」、障害の持続期間に関する項目を「E基準」、臨床上著しい苦痛又は社会的機能等の障害に関する項目を「F基準」とそれぞれ呼称し、また、A基準内に列記された細目の（2）を指すときは、単に「A（2）基準」という。）が、こうした診断基準やその診断、治療の

現状に照らすと、上記のような専門機関において、少なくともこれらに依拠した適切な診断が行われる限り、その結果として判定されるPTSDは、単に精神的に一時的な苦痛あるいはストレスを被ったなどというレベルを超えたものと見ざるを得ず、刑法上の傷害に該当することは否定し難いというべきである。」と判示した。

以上のことから、本問においても、YにPTSDという結果が生じたのであれば、なおXに傷害罪（204条）を認めることができよう。

《講評》

●解答の際触れるべき〔設問〕中の指示①について

PTSDの内容について詳しく触れる必要はないが、傷害の概念にそれが含まれるか、まったく理由なく論じている答案が多かった。

●解答の際触れるべき〔設問〕中の指示②について

暴行と傷害の関係につき、明確に論じている答案も少なかった。これには次の2つのルートが考えられるが、この点を明確に認識していないものが多かった。

(1) 暴行（他人の身体に対する不法な有形力の行使）→傷害＝傷害罪成立

この場合は、両者の関係は、暴行の結果的加重犯としての傷害罪が認められる。

(2) 傷害（の実行行為）→傷害＝傷害罪成立

上記(1)の暴行による傷害の場合には、傷害罪は暴行罪の結果的加重犯であり、暴行に関する故意があれば足りるとされるが、(2)暴行によらない傷害の場合には傷害の結果に対する故意（認識・認容）が必要である。

本問は、上記(2)のルートすなわち、無形的な手段による場合であるが（前出大太鼓の事例は被害者の身近近くでの連打であったので有形力の行使とも解することができる）、(1)のルートとした場合、すなわち暴行を有形力の行使とした場合に、本問のような音響の作用をどのように理解するか、明らかでない答案も少なからずみられた。逆に、(2)のルートとしながらも、暴行と傷害の関係を結果加重犯とする答案もみられた。

(1)(2)いずれのルートとして考えるにしても、故意（の内容）についてまったく論じていない答案も少なからずみられた。

以上